

## 緊急特別対策としての入学金の納付猶予及び分納について

下関市立大学では、平成 21 年 4 月に入学を希望する高校生等が、昨年末のサブプライムローンに端を発した金融経済危機のために、主たる学費等を負担する者が会社を解雇されたなどの理由から、経済的に入学金の納付が困難になり、進学を断念することのないように、入学金の納付猶予及び分納の特別措置を緊急対策として実施いたします。

### 記

#### 1. 対象者

平成 21 年 4 月入学を希望する者で、このたびの金融危機により、経済的に入学金の納付が入学手続き期間内において困難であり、以下の条件を満たすもの。

1) 入学者の主たる学資負担者が、申請手続き時において、以下のいずれかの事情があること。

ア. 学資負担者が会社都合等による解雇で離職したこと。

イ. 学資負担者（会社経営又は個人事業）が、当該事業を廃業したこと。

#### 2. 猶予・分納期間

猶予 最大 2 年間

分納 12 回（最長 1 年）

#### 3. 対象となる入学金

区 分	金 額	
経 済 学 部	市 内	1 4 1, 0 0 0 円
	市 外	2 8 2, 0 0 0 円

#### 4. 申請手続き

入学手続きの手引きに記載してある「入学手続き時提出書類」に「申請書」及び「申請理由を証明する書類」を同封してください。

#### 5. その他

申請手続きの詳細につきましては、下記へお問い合わせ下さい。

##### 【問い合わせ先】

総務グループ経理班 電話：083-252-0288